

市民税課からのご案内 日本に居住される皆様へ

① 住民税とは

日本に居住し、所得が一定金額以上の場合、日本国に対する所得税とともに居住している地方自治体で住民税（熊本県の場合、市民税・県民税）が課税されます。

② 八代市で市民税・県民税が課税される人（納税義務者）

八代市で市民税・県民税が課税される人は、その年の1月1日現在、八代市に居住していた人です。課税された年の中途で八代市外に転出した場合、または日本国外に出国した場合でも1年分の市民税・県民税を納付する必要があります。日本国内に住所がなくなった人も、納税義務を果たすために納税管理人を定め申告と納付をする義務があります。

③ 市民税・県民税の計算、納付の仕方

課税される金額は前年の所得に基づいて決定されます。課税された市民税・県民税の納付方法には普通徴収と特別徴収があります。普通徴収とは自ら納付する方法で、年4回（法定納期限6月末、8月末、10月末、12月末、該当日が土・日・祝日の場合は次の平日）、納付書や口座振替で納付する方法です。納付書裏面に記載されている金融機関、およびコンビニエンスストアでも利用できます（ただし、額面が30万円以下の納付書に限ります）。

一方、特別徴収とは給与から直接天引きされる方法で、その年の6月から翌年の5月まで毎月の給与から天引きされます。

④ 租税条約

一の所得に対する二重課税を避けることなどを目的とし、日本と租税条約を締結している国があります。国によって内容は異なりますが、留学生等でその条約に締結された条件を満たしている場合、市民税・県民税が免除となる場合があります。詳しくは市民税課までご相談下さい。

⑤ 納税証明書、課税（非課税）証明書

市民税・県民税の納税証明書は、所得金額・税額・納税額を年度毎に証明します（有料）。但し、非課税の場合、納税証明書は発行されません。課税（非課税）証明書は、所得金額・税額を年度毎に証明します（有料）。納税証明書はビザの更新などで必要となる場合があります。

⑥ 納付が無い場合（罰則）

法定納期限内に納付がされない場合、その翌日から完納の日まで、延滞金がかかります。また、督促状や催告書が送付され、それらを受けても納付が無い場合、勤務先への照会等の財産調査を経た後、給与や預貯金などの差押えを受ける場合があります。

⑦ 納付が困難な場合

生活困窮の場合など、納付が困難な場合には納税課へご相談ください。

<問い合わせ先>

課税・証明に関すること…0965-33-4107（市民税課）

納税に関すること…0965-33-4109（納税課）

※英語・中国語・ベトナム語以外の言語につきましては、翻訳アプリなどをご活用ください。